

教育長並びに教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関

人事委員会事務局

監査委員事務局

警察本部長並びに警察本部及び警察署

労働委員会事務局

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 8月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和41年岩手県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育長及び教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項第1号及び第2号並びに第2項（第5号から第13号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 設計額1億5,000万円以上<u>5億円未満</u>の工事の執行に関すること。</p> <p><u>(8) 設計額5億円以上の工事の予定価格の作成に関すること。</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) <u>第9号</u>に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 第1項第1号及び第2号並びに第2項（第5号から第13号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局の学校教育室長及び総括課長（学校教育室長又は総括課長が直接事務を担当する場合に限る。）、<u>課長</u>、並びに担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>(教育長及び教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項第1号及び第2号並びに第2項（第5号から第13号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 設計額1億5,000万円以上の工事の執行、<u>(設計額5億円以上の工事にあつては、軽微な変更に係るものに限る。)</u>及び<u>予定価格の作成</u>に関すること。</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) <u>第8号</u>に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 第1項第1号及び第2号並びに第2項（第5号から第13号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局の学校教育室長及び総括課長（学校教育室長又は総括課長が直接事務を担当する場合に限る。）、<u>課長並びに担当課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p>

<p>(2) 設計額 1 億5,000万円未満の工事の執行に関すること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>8 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項 (第 5 号から第 13 号までに限る。) に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室予算財務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第 5 項第 9 号</u>に規定する以外の国庫支出金に関すること。</p> <p>(3)～(10) [略]</p> <p>(11) 第 2 号及び<u>第 5 項第 10 号</u>に規定する以外の 1 件の金額 1 億5,000万円未満の債権の<u>発生原因</u>となる契約の締結その他の行為をすること。</p> <p>(12)～(17) [略]</p> <p>9～19 [略]</p> <p>(人事委員会事務局の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 前項に掲げる事務について、人事委員会事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>設計額 5 億円未満</u>の工事の執行に関すること。</p> <p>(7) <u>設計額 5 億円以上の工事の予定価格の作成に関すること。</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) 第 4 号、<u>第 9 号</u>及び<u>第 10 号</u>に規定する以外の 1 件の金額 1 億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。</p> <p>(14) [略]</p> <p>3 第 1 項に掲げる事務について、人事委員会事務局職員課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>前項第 9 号</u>に規定する以外の国庫支出金に関すること。</p> <p>(8)～(18) [略]</p>	<p>(2) 設計額 1 億5,000万円未満の工事の執行<u>及び予定価格の作成</u>に関すること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>8 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項 (第 5 号から第 13 号までに限る。) に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室予算財務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第 5 項第 8 号</u>に規定する以外の国庫支出金に関すること。</p> <p>(3)～(10) [略]</p> <p>(11) 第 2 号及び<u>第 5 項第 9 号</u>に規定する以外の 1 件の金額 1 億5,000万円未満の債権の<u>発生の原因</u>となる契約の締結その他の行為をすること。</p> <p>(12)～(17) [略]</p> <p>9～19 [略]</p> <p>(人事委員会事務局の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 前項に掲げる事務について、人事委員会事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>設計額 1 億5,000万円以上の工事の執行 (設計額 5 億円以上の工事にあつては、軽微な変更に係るものに限る。)</u> <u>及び予定価格の作成</u>に関すること。</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) 第 4 号、<u>第 8 号</u>及び<u>第 9 号</u>に規定する以外の 1 件の金額 1 億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。</p> <p>(13) [略]</p> <p>3 第 1 項に掲げる事務について、人事委員会事務局職員課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>前項第 8 号</u>に規定する以外の国庫支出金に関すること。</p> <p>(8)～(18) [略]</p>
---	---

4 第1項に掲げる事務について、人事委員会事務局総務・任用担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 設計額1億5,000万円未満の工事の執行に関すること
(設計変更の場合は、変更後の金額が2億円以上となる設計変更を除く。)。

(2)～(4) [略]

(監査委員事務局の職員に補助執行させる事務)

第6条 [略]

2 前項に掲げる事務について、監査委員事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) 設計額5億円未満の工事の執行に関すること。

(7) 設計額5億円以上の工事の予定価格の作成に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) 第4号、第9号及び第10号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(14) [略]

3 第1項に掲げる事務について、監査委員事務局監査第一課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 設計額1億5,000万円未満の工事の執行に関すること
(設計変更の場合は、変更後の金額が2億円以上となる設計変更を除く。)。

(8) [略]

(9) 前項第9号に規定する以外の国庫支出金に関すること。

(10)～(22) [略]

(警察本部長及び警察本部等の職員に補助執行させる事務)

第7条 [略]

2 [略]

3 前2項に掲げる事務について、警察本部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(9) [略]

4 第1項に掲げる事務について、人事委員会事務局総務・任用担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 設計額1億5,000万円未満(設計変更の場合は、変更後の設計額2億円未満)の工事の執行及び予定価格の作成に関すること。

(2)～(4) [略]

(監査委員事務局の職員に補助執行させる事務)

第6条 [略]

2 前項に掲げる事務について、監査委員事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) 設計額1億5,000万円以上の工事の執行(設計額5億円以上の工事にあつては、軽微な変更に係るものに限る。)及び予定価格の作成に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) 第4号、第8号及び第9号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(13) [略]

3 第1項に掲げる事務について、監査委員事務局監査第一課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 設計額1億5,000万円未満(設計変更の場合は、変更後の設計額2億円未満)の工事の執行及び予定価格の作成に関すること。

(8) [略]

(9) 前項第8号に規定する以外の国庫支出金に関すること。

(10)～(22) [略]

(警察本部長及び警察本部等の職員に補助執行させる事務)

第7条 [略]

2 [略]

3 前2項に掲げる事務について、警察本部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(9) [略]

<p>(10) <u>設計額 5 億円未満</u>の工事の執行に関する<u>こと</u>。</p> <p>(11) <u>設計額 5 億円以上</u>の工事の<u>予定価格の作成</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) 第 5 号、<u>第12号</u>及び<u>第13号</u>に規定する以外の 1 件の金額 1 億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>(10) <u>設計額 1 億5,000万円以上</u>の工事の執行 (<u>設計額 5 億円以上の工事</u>にあつては、<u>軽微な変更に係るものに限る</u>。)及び<u>予定価格の作成</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) 第 5 号、<u>第11号</u>及び<u>第12号</u>に規定する以外の 1 件の金額 1 億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>
<p>6 第 1 項及び第 2 項に掲げる事務について、警察本部会計課長の専決できる事項は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 設計額 1 億5,000万円未満の工事の執行に関する<u>こと</u> (<u>設計変更の場合は、変更後の金額が 2 億円以上となる設計変更を除く。</u>)。</p> <p>(13)～(15) [略]</p> <p>(16) <u>第 3 項第12号</u>に規定する以外の国庫支出金に関する<u>こと</u>。</p> <p>(17)～(28) [略]</p> <p>7～11 [略]</p> <p>(労働委員会事務局の職員に補助執行させる事務)</p>	<p>6 第 1 項及び第 2 項に掲げる事務について、警察本部会計課長の専決できる事項は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 設計額 1 億5,000万円未満 (<u>設計変更の場合は、変更後の設計額 2 億円未満</u>)の工事の執行及び<u>予定価格の作成</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(13)～(15) [略]</p> <p>(16) <u>第 3 項第11号</u>に規定する以外の国庫支出金に関する<u>こと</u>。</p> <p>(17)～(28) [略]</p> <p>7～11 [略]</p> <p>(労働委員会事務局の職員に補助執行させる事務)</p>
<p>第 8 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前 2 項に掲げる事務について、労働委員会事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>設計額 5 億円未満</u>の工事の執行に関する<u>こと</u>。</p> <p>(7) <u>設計額 5 億円以上</u>の工事の<u>予定価格の作成</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p>	<p>第 8 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前 2 項に掲げる事務について、労働委員会事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>設計額 1 億5,000万円以上</u>の工事の執行 (<u>設計額 5 億円以上の工事</u>にあつては、<u>軽微な変更に係るものに限る</u>。)及び<u>予定価格の作成</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p>

<p>(12) [略]</p> <p>(13) 第4号、<u>第9号</u>及び<u>第10号</u>に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>4 第1項に掲げる事務について、労働委員会事務局審査調整課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 設計額1億5,000万円未満の工事の執行に関すること (<u>設計変更の場合は、変更後の金額が2億円以上となる設計変更を除く。</u>)。</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) <u>前項第9号</u>に規定する以外の国庫支出金に関すること。</p> <p>(10)～(21) [略]</p>	<p>(11) [略]</p> <p>(12) 第4号、<u>第8号</u>及び<u>第9号</u>に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>4 第1項に掲げる事務について、労働委員会事務局審査調整課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 設計額1億5,000万円未満(<u>設計変更の場合は、変更後の設計額2億円未満</u>)の工事の執行及び<u>予定価格の作成</u>に関すること。</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) <u>前項第8号</u>に規定する以外の国庫支出金に関すること。</p> <p>(10)～(21) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。